

性犯罪・性暴力対策の強化を求める意見書（案）

性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運が高まる中、平成 29 年 6 月、110 年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会にて可決施行された。「強姦罪」を「強制性交等罪」に名称変更し、懲役の下限を 3 年から 5 年に引き上げられるとともに、これまで「親告罪」であったものが「非親告罪」となるなど、画期的な法改正ではあったが、改正の内容が不十分であるとの議論が改正当初から存在し、多くの附帯決議が付され、法改正後 3 年を目途に見直す規定が盛り込まれた。

令和 2 年 7 月には、改正法施行後 3 年を迎えるが、性犯罪撲滅に向け、不十分とされた法改正を改定する好機である。3 年前の改正時にも様々な議論がなされたが、誰しもが性犯罪撲滅という最終目標では一致している。特に未成年者や障害者など弱い立場に置かれたものが、その脆弱さや環境ゆえに被害に遭い、被害申告や証言が難しいため適切な処罰がなされないということは絶対にあってはならない。また、組織内における上下関係といった立場から抵抗しづらく、思い悩む被害者がいることも再度認識せねばならない。

近年、性犯罪撲滅を求める声は高まりを見せている。一方で、大半の被害者が未だ声を上げられず、性被害の全体像が必ずしも明らかになっていないことを誰しもが認識せねばならない。

また、「誰一人取り残さない」を基本理念としている S D G s（持続可能な開発目標）の目標 5 である「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」観点などからも、性犯罪に関する取組をさらに充実させることが求められている。

よって、国におかれては、今回の見直しを機に、被害・加害の実態や被害者心理などを十分に踏まえ、刑事法の検討、再犯防止、被害者支援、性犯罪・性暴力根絶に向けた教育啓発などの各視点から、幅広く議論し、性犯罪撲滅に向けてさらに一步踏み込む措置をスピード感を持ってなされることを強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日（議決年月日）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

宛て

横浜市会議長名